

## 船舶事故調査報告書

平成29年4月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年10月16日 05時30分ごろ
発生場所	島根県浜田市矢筈島南西岸（浜田港） 馬島灯台から真方位158°770m付近 （概位 北緯34°53.8′ 東経132°02.9′）
事故の概要	漁船第三海裕丸は、入航中、乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年10月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三海裕丸、19トン TT2-1711（漁船登録番号）、有限会社海裕漁業 第272-17667号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	バルバスバウに破損、プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が操縦席に腰を掛け、浜田港へ入航する態勢で自動操舵により東進していた。 船長は、浜田港沖防波堤灯台の灯光を右舷正横方に認め、手動操舵に切り換えようとして操縦席から立ち上がったところ、立ちくらみを感じ、膝を床についた体勢となって何もすることができなかった。 船長は、立ちくらみが治まったので、立ち上がって船首方を見たところ、至近に島影を認め、慌てて左舵を取ったものの、衝撃を感じ、矢筈島南西岸に乗り揚げたことを知った。 船長は、これまで操船中に立ちくらみを感じたことがなかった。
分析	本船は、船長が、操縦席から立ち上がったところ、立ちくらみを感じて膝を床についた体勢となり、見張りを行うことができなかったことから、矢筈島南西岸に向かって航行し、同島南西岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、操縦席から立ち上がったところ、立ちくらみを感じて膝を床についた体勢となり、見張りを行うことができなかったため、矢筈島南西岸に向かって航行し、本船が同島南西岸に乗り揚げたものと考えられる。